

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）対象工事

特定建設資材^(※1)を用いた建築物等の解体工事、又はその施工に使用する新築工事等か？



工事対象	工事の種類	規模
建築物 (建築設備 ^(※2) 含む)	① 解体工事	床面積の合計 80 m ² 以上
	② 新築・増築工事	床面積の合計 500 m ² 以上
	③ 修繕・模様替等工事 (①、②以外)	請負工事代金の額 1 億円以上 (税込)
建築物以外の工作物 (土木工事等) ^(※3)	④ 新築、維持・修繕、解体工事	請負工事代金の額 500 万円以上 (税込)

(注：特定建設資材の発生量、使用量は関係ありません)



建設リサイクル法対象工事

対象工事は各種事務手続きを行い、分別解体等を実施し、生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行う義務がある。

※1：特定建設資材

コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト版等）、木材、アスファルト・コンクリート

※2：建設設備

建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針

※3：建築物以外の工作物

道路・橋・トンネルなどのように土地等に定着する工作物で建築物以外のもの
例：土木工作物（舗装、下水道等）、鋼材の加工又は組立による工作物、機械器具の組立等による工作物 等

※4：工事着手

実際に現場で新築・解体等の工事を始める日（仮設工事を始める日）、契約書の工期どおりでなくても差し支えない

補足①：工事契約発注形態による対象規模の基準

工事の種類	発注形態	工事契約の内容	対象建設工事の基準 (請負代金の場合 税込)
新築工事	一括発注	建築物の新築工事（設備工事含む）	床面積の合計 500 m ² 以上 (設備工事含む)
	分離発注	建築物本体の新築工事	床面積の合計 500 m ² 以上
		新築に伴う設備の新設	請負代金の額 1 億円以上
修繕・模様替等工事	一括発注	建築物の修繕・模様替工事 (設備工事含む)	請負代金の額 1 億円以上 (設備工事含む)
	分離発注	建築物の修繕・模様替工事	請負代金の額 1 億円以上
		設備工事（設備の維持修繕、更新、新設、撤去）	請負代金の額 1 億円以上
	設備単独発注	設備工事（既存建築物の設備の維持修繕、更新、新設、撤去）	請負代金の額 1 億円以上
解体工事	一括発注	建築物の解体工事（設備撤去含む）	床面積の合計 80 m ² 以上（設備工事含む）
	分離発注	建築物本体のみの撤去	床面積の合計 80 m ² 以上
		設備の撤去	請負代金の額 1 億円以上

補足②：別表 3（土木工事等）内の工程ごとの作業内容

工程	作業内容
① 仮設	足場囲い、養生、山留工、栈橋工、履工などの設置又は撤去等
② 土工	路盤掘削、土砂等の掘削、盛土、埋戻し、締め固め等
③ 基礎	人孔や管きよの基礎、橋脚、橋台の基礎・基礎ぐいなどの設置又は撤去
④ 本体構造	道路であれば舗装・街きよ等、橋梁であれば橋脚・橋台・桁・舗装等、河川であれば堤防・護岸等の設置又は撤去
⑤ 本体付属品	防護柵、照明設備、標識などで、具体的には道路や橋梁に取り付けられた照明、擁壁に添架されたガードレール、防音壁、電信柱に取り付けられた信号機、案内板、駐車場に設置されたゲート等